

秋田市教委告示第19号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

令和5年10月31日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立中学校通学区域表の下北手中学校の表を削り、秋田市立中学校通学区域表の城東中学校の表下北手松崎字の項を削り、同表に次のように加える。

下北手黒川字	新田、黒川、寺田、務沢
下北手桜字	桜谷地、守沢、新桜谷地
下北手寒川字	鍬岱山、五関、寒川、鷗谷地、高森沢、新山、平垣、保戸野沢、宮沢
下北手宝川字	愛ノ沢、姥ケ沢、潤ケ崎、大西ケ沢、種ケ崎、堂ケ下、繁昌田、古館ノ下
下北手通沢字	合ノ沢、内山、上前田、下前田、杉崎、仙戸谷地、滝ノ沢、中前田、元屋敷、山田沢、前田
下北手梨平字	袖ケ沢、梨平、登館、向田
下北手松崎字	家ノ前、碓り、岩瀬、大沢田、大巻、上崎、堤沢、走り崎、前谷地、巻ノ沢、谷崎
下北手柳館字	赤平、碓、賀川、賀川瀉下、瀉頭、瀉ノ沢、細谷沢、前田面、向田、矢瀉、和田、新細谷

附 則

施行期日は、令和6年4月1日とする。